会長 | 担当理事 | 会計

埼医業Ⅰ第2048号
令和４年２月　１日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　丸　木　雄　一）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

標記のことについて、県保健医療部長から別添のとおり通知がありました。

１月 28 日より濃厚接触者の待機期間等について新たな方針が示されましたので、別紙のとおりとなります。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、貴会会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

秩父郡市医師会 収受 4.2.-2 第1178号

感対第１８９４－２号
令和４年１月２８日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

日頃、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和４年１月５日（令和４年１月２８日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」が発出され、科学的知見等を踏まえて、濃厚接触者の待機期間等について新たな方針が示されました。

つきましては、事務連絡の内容を御了知の上、令和４年１月２８日より下記のとおり御対応をお願いします。また、貴会員の医療機関あて周知いただきますようお願いします。

記

（１）濃厚接触者の待機期間について
・原則、最終曝露（陽性者との接触等）から７日間（８日目解除）とする。
・社会機能維持者は、無症状であり、４日目及び５日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認されている場合、５日目に解除とする。
・ただし、いずれの場合であっても、１０日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行うようお願いすること。

（２）無症状患者の療養解除基準について
・検体採取日から７日間を経過した場合には８日目に療養解除を可能とする。

・ただし、１０日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行うようお願いすること。

（３）上記（１）（２）については、令和４年１月２８日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者にも適用する。

感染症・新型インフルエンザ対策担当
ＴＥＬ：０４８－８３０－３５５７
Ｅｍａｉｌ：a3510-17@pref.saitama.lg.jp